

令和 8年 3月27日
(2026年)

業者各位

技術管理課

請負代金内訳書に明示する内容の一部改正について（通知）

このことについて、本市工事受注者の現場労働者の社会保険料の適正負担を促進するため、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めているところです。

さらに、昨年12月に第3次担い手3法が全面施行されたことにより、適正な労務費の確保など、請負代金の内訳の明確化がより一層求められています。

これを踏まえ、請負代金内訳書においては、法定福利費に加え、新たに材料費、労務費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金についても明示していただきますようお願い申し上げます。

1 適用日

令和8年4月1日以降に公告する工事

2 建設工事請負契約書第3条（令和8年4月1日改正）

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事に従事する者の健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金に係る掛金を明示するものとする。

3 その他

・法定福利費については、過去の通知文（令和3年9月9日付和技第75号）及び添付資料を参考にしてください。

・詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要綱等をご確認ください。

建設請負工事契約書（2026年4月1日改正）

（参考）請負代金額内訳書（2026年4月1日～）

請負代金内訳書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

1 工事名

2 請負代金内訳書

(単位:円)

項 目	数 量	金 額 (税抜)	備 考
直接工事費	一式		
うち材料費	一式		
うち労務費	一式		
共通仮設費	一式		
現場管理費	一式		
一般管理費	一式		
合計	一式		
うち法定福利費の事業主負担額	一式		
うち建退共制度の掛金	一式		
うち安全衛生経費	一式		

※上表に記載された項目には、「金額」を必ず記入すること。

請負代金内訳書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

1 工事名

2 請負代金内訳書

(単位:円)

項 目	数 量	金 額 (税抜)	備 考
直接工事費	一式		
うち材料費	一式		
うち労務費	一式		
機器費	一式		
設計技術費	一式		
共通仮設費	一式		
現場管理費	一式		
据付間接費	一式		
一般管理費	一式		
合計	一式		
うち法定福利費の事業主負担額	一式		
うち建退共制度の掛金	一式		
うち安全衛生経費	一式		

※上表に記載された項目には、「金額」を必ず記入すること。

参考様式

プラント工事以外の場合

請負代金内訳書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

1 工事名

2 請負代金内訳書

(単位:円)

項 目	数 量	金 額 (税抜)	備 考
直接工事費	一式		
うち材料費	一式		
うち労務費	一式		
共通仮設費	一式		
現場管理費	一式		
一般管理費	一式		
合計	一式		
うち法定福利費の事業主負担額	一式		
うち建退共制度の掛金	一式		
うち安全衛生経費	一式		

※上表に記載された項目には、「金額」を必ず記入すること。

請負代金内訳書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

1 工事名

2 請負代金内訳書

(単位:円)

項目	数量	金額 (税抜)	備考
直接工事費	一式		
うち材料費	一式		
うち労務費	一式		
機器費	一式		
設計技術費	一式		
共通仮設費	一式		
現場管理費	一式		
据付間接費	一式		
一般管理費	一式		
合計	一式		
うち法定福利費の事業主負担額	一式		
うち建退共制度の掛金	一式		
うち安全衛生経費	一式		

※上表に記載された項目には、「金額」を必ず記入すること。

和 技 第 7 5 号
令和 3年 9月 9日
(2021年)

関係所属長様

技術管理課長

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について（通知）

建設産業の持続的な発展には現場労働者の処遇改善が必要であることから、市工事受注者の現場労働者の社会保険料の適正負担を促進するため、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしたので通知します。

1 適用日

令和3年10月1日以降に公告する工事

2 請負代金内訳書の取扱いについて

以下の添付資料を参考に手続きを行うこと。

- ・法定福利費を明示した請負代金内訳書の取扱いについて
- ・法定福利費の明示Q&A（事業者向け）（参考）
- ・法定福利費の算出シート（参考）

3 改正した要綱等

以下の要綱等について、別添「新旧対照表」のとおり改正を行った。

番号	名称	掲示場所
1	建設工事請負契約書	市HP
2	和歌山市請負工事監督事務取扱要綱（別表）	市HP、Joy'nDo 掲示板（技）

技術管理課 建設基準班
担当：西浦
(内線5455)

法定福利費を明示した請負代金内訳書の取り扱いについて

1 改正概要（工事請負契約書第3条関係）

建設業の社会保険未加入対策の一環として、建設工事請負契約書第3条において法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求める規定を追加した。

2 請負代金内訳書の提出方法

契約締結後14日以内に「工程表」の提出に加え、受注者から法定福利費を明示した「請負代金内訳書（任意様式 別紙参考様式参照）」の提出を受けること。

3 実施時期

令和3年10月1日以降の公告分から実施する。

4 対象工事

建設工事請負契約書により契約を締結する工事。

5 請負代金内訳書の様式（参考様式「請負代金内訳書」参照）

様式は任意であるが、住所、商号又は名称、代表者氏名、工事名を記載のうえ、入札時に提出した工事費内訳書と同じ内訳金額及び工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる法定福利費を記載する。いずれも消費税又は地方消費税相当額を除く。

6 対象となる法定福利費

次の保険料の現場労働者の事業主負担分が対象となる。

- ①健康保険料（介護保険料含む）
- ②厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）
- ③雇用保険料

※現場労働者：技能士や建設機械運転者等の技能労働者、作業員等建設工事の現場において直接作業に従事する者。

7 法定福利費の確認

2において受注者から提出される請負代金内訳書に記載された工事価格の内訳金額（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）について、建設総務課より工事請負契約書等と共に送致される工事費内訳書（写）の工事価格の内訳金額と相違ないことを照査の上、請負代金内訳書に明示された法定福利費の額について、別添「法定福利費の算出シート（参考）」による法定福利費の概算額と比較し、著しく低い場合（50%以下を目安）は、受注者に対して法定福利費の額の算出・記載に誤りがないか確認すること。

8 法定福利費の算出方法（国土交通省資料より抜粋）

（1）一般的な算出方法（添付資料「法定福利費の算出方法」参照）

① 法定福利費の算定

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため見積もった「労務費」を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{各保険の保険料率}$$

② 労務費の算出方法

- ア. 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合
当該労務費を使用することができます。
- イ. 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合
過去の工事実績から平均的な労務費率を算出し、これを工事価格に乗じて労務費を算出して差し支えありません。
- ウ. 労務費の算出が困難な場合
厚生労働省が公表している労災保険料の算定に使用している労務費率を使用しても差し支えありません。

$$\text{労務費} = \text{工事価格} \times \text{労務費率}$$

(参考)

事業の種類	労務費率
・道路新設事業	19%
・舗装工事業	17%
・建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%
・既設建築物設備工事業	23%
・機械装置の組立て又は据付けの事業 ※組立て又は取付けに関するもの	38%
※その他のもの	21%
・その他の建設事業	24%

出典：厚生労働省「請負による建設の事業」における労務費率を用いた労災保険料の算定についての労務費率表（平成30年4月1日改定）

(2) その他の算出方法

① 労務費の算出が困難な場合

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて算出する方法があります。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

② 下請企業から提出された見積書等を活用する場合

下請企業から提出された見積書等に明示された法定福利費を合算し算出する方法があります。

$$\text{法定福利費} = \text{下請Aの法定福利費} + \text{下請Bの法定福利費} + \dots$$

※国土交通省資料『標準約款（公共／民間／下請）の改正』を参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

9 各保険の保険料率

(1) 健康保険・介護保険の保険料率

協会けんぽ（全国健康保険組合）ウェブサイトの「健康保険ガイド」に掲載されている保険料率を確認してください。

なお、個別に健康保険組合に加入している場合は、組合に問い合わせてください。

(参考)

- ・健康保険の保険料率（令和3年度 和歌山県）10.11% × 1/2（事業主負担分）
- ・介護保険の保険料率（令和3年度 全国一律）1.80% × 1/2（事業主負担分）

※介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。

実際の現場労働者に占める40歳から64歳までの割合を把握することが困難な場合、次のとおり協会けんぽウェブサイト掲載の割合を用いる方法があります。

介護保険料の算定に使用する保険料率

＝ 介護保険の保険料率 × 1/2（事業主負担） × 加入率（◆ 40～64歳の被保険者割合）

◆協会けんぽウェブサイト>協会けんぽについて>統計情報>統計調査>事業年報（※直近のもの）>総括表>全国健康保険協会管掌健康保険>被保険者及び被扶養者の年齢構成割合

（参考）平成30年9月30日現在 55.1%

（2）厚生年金保険の保険料率・子ども子育て拠出金の率

日本年金機構ウェブサイトのキーワード検索を使って「厚生年金保険 料額表」と入力して保険料率及び拠出金率を確認してください。

なお、厚生年金基金に加入している場合は、基金に問い合せてください。

（参考）

- ・厚生年金保険の保険料率（令和2年9月分～）18.30% × 1/2（事業主負担分）
- ・子ども子育て拠出金率（令和2年4月分～）0.36%（本人負担なし事業主負担のみ）

（3）雇用保険の保険料率

厚生労働省ウェブサイトのキーワード検索を使って「雇用保険料率」と入力して保険料率を確認してください。

（参考）

- ・事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められています。
- ・その中の『建設の事業』の保険料を参照してください。
- ・雇用保険料率（R3年4月～）0.8%（事業主負担分）

10 法定福利費の明示にあたっての留意点

（1）法定福利費（社会保険料）の本人負担分を除くことが困難な場合

健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。このような場合で事業主負担分のみを算出することが困難な場合は、「本人負担分を含む」などと明記してください。

（2）下請企業に工事を発注する予定がある場合

下請企業の法定福利費を含めてください。

（3）下請企業に工事を発注するか決まっていない場合

自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算してください。

（4）下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違っている場合

それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用しても差し支えありません。

（5）下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外なのか不明である場合

全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で法定福利費を計算してください。

（6）下請企業が変更になった場合

一度提出した請負代金内訳書の再提出の必要はありません。

請負代金内訳書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 工事名 _____

2 請負代金内訳書

(単位：円)

項 目	数 量	金 額	備 考
直 接 工 事 費		(税抜)	
共 通 仮 設 費		(税抜)	
現 場 管 理 費		(税抜)	
一 般 管 理 費		(税抜)	
工 事 価 格		(税抜)	
工事価格のうちの法定福利費		(税抜)	

※法定福利費とは、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主負担分

法定福利費の算出方法

1 一般的な算出方法

保険料	労務費 (a)	×	b × c × d	=	法定福利 費	保険料率等 (b)	事業主負担分 (c)	加入率 (d)	説明
健康保険料	A		5.06%		B	10.11%	0.5	-	労務費×健康保険料率×1/2（事業主負担分）
介護保険料	A		0.50%		C	1.80%	0.5	55.1%	労務費×健康保険料率×1/2（事業主負担分）×加入率
厚生年金保険料	A		9.15%		D	18.30%	0.5	-	労務費×健康保険料率×1/2（事業主負担分）
子ども・子育て拠出金	A		0.36%		E	0.36%	-	-	労務費×健康保険料率×1/2（事業主負担分）
雇用保険料	A		0.80%		F	0.80%	-	-	労務費×健康保険料率×1/2（事業主負担分）
合計	A		15.87%		B+C+D+E+F				

① 労務費の算定方法

※労務費率は、厚生労働省「請負による建設の事業」における労務費率（H30.4.1改定）

★随時改定されるため注意が必要。

事業の種類	工事価格	×	労務費率	=	労務費
・道路新設事業			19%		
・舗装工事業			17%		
・建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)			23%		
・既設建築物設備工事業			23%		
・機械装置の組立て又は据付けの事業					
※組立て又は取付けに関するもの			38%		
※その他のもの			21%		
・その他の建設事業			24%		

(参考)

保険料率	健康保険料率 (R3年度 和歌山県)	10.11%	
★保険料率等は定期的 に改訂されるため注意 が必要。	介護保険料率 (R3年度)	1.80%	
	介護保険加入率 40～64歳の被保険者割合 (H30.9.30現在)		55.1%
	厚生年金保険料率 (R2年9月分～)	18.30%	
	子ども・子育て拠出金率 (R2年4月分～)	0.36%	
	雇用保険料率：事業主負担分 (R3年4月～)	0.80%	

2 工事価格からの算定方法

事業の種類	工事価格	×	率	=	法定福利費	備考
・道路新設事業			3.02%			この表の率は、 労務費率に保険 料率等の合計 15.87%を乗じた もの
・舗装工事業			2.70%			
・建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)			3.65%			
・既設建築物設備工事業			3.65%			
・機械装置の組立て又は据付けの事業						
※組立て又は取付けに関するもの			6.03%			
※その他のもの			3.33%			
・その他の建設事業			3.81%			労務費率 19%×15.87%
						労務費率 17%×15.87%
						労務費率 23%×15.87%
						労務費率 23%×15.87%
						労務費率 38%×15.87%
						労務費率 21%×15.87%
						労務費率 24%×15.87%

【道路新設事業の場合】 ※ 労務費不明

添付資料「①労務費の算定方法」
の道路新設事業の労務费率

「一般的な算出方法」で法定福利費を算出した場合

① 労務費の算定方法

事業の種類	工事価格	×	労務费率	=	労務費
・道路新設事業	20,000,000 円		19%		3,800,000 円

② 一般的な算出方法

保険料	労務費 (a)	×	b × c × d	=	法定福利費	保険料率等 (b)	事業主負担 分 (c)	加入率 (d)	説明
健康保険料	3,800,000 円		5.06%		192,280 円	10.11%	0.5	-	労務費 × 健康保険料率 × 1/2 (事業主負担分)
介護保険料	3,800,000 円		0.50%		19,000 円	1.80%	0.5	55.1%	労務費 × 健康保険料率 × 1/2 (事業主負担分) × 加入率
厚生年金保険料	3,800,000 円		9.15%		347,700 円	18.30%	0.5	-	労務費 × 健康保険料率 × 1/2 (事業主負担分)
子ども・子育て拠出金	3,800,000 円		0.36%		13,680 円	0.36%	-	-	労務費 × 健康保険料率 × 1/2 (事業主負担分)
雇用保険料	3,800,000 円		0.80%		30,400 円	0.80%	-	-	労務費 × 健康保険料率 × 1/2 (事業主負担分)
合計			15.86%		<u>603,060 円</u>				

「工事価格」から法定福利費を算出した場合
(道路新設事業の場合)

事業の種類	工事価格	×	率	=	法定福利費
・道路新設事業	20,000,000 円		3.02%		<u>604,000 円</u>

添付資料「2 工事価格からの算定
方法」の道路新設事業の率 (労務
费率 × 保険料率等)

法定福利費の明示Q A

Q		A
1	なぜ法定福利費の明示を求めるのですか？	建設産業において、技能労働者等の就労環境を改善し、若年者の入職の減少と高齢化に歯止めをかける必要があることから、国土交通省が推進しているもので、市と契約する建設業者が、建設現場に従事する労働者の社会保険料（事業主負担分）を適切に負担していただいているかどうかを確認するためです。
2	明示額がない場合はどうすればいいのですか？	明示額がない場合は、ゼロと記載してください。しかし、保険の適用除外など、負担すべき法定福利費がないという事例は稀少なケースであると考えますので、負担していただく法定福利費の有無を確認させていただきます。
3	明示額を記載しないと罰則はあるのですか？	明示額の記載は契約書に謳っていますので、約束事として守っていただく必要があります。明示額があるにもかかわらず記載していない契約者には、建設産業の持続的な発展に必要な制度であることをご理解いただき、明示していただくようお願いします。
4	明示額には基準があるのですか、明示額の多寡によって指導等があるのですか？	法定福利費は、現場労働者数や加入している保険によって変わりますので、基準は設けていません。なお、明示額がゼロの場合や著しく低いと思われる場合は、確認をさせていただきます。
5	法定福利費の算出方法がわからない。どうすればいいのですか？	決まった算出方法はありません。普段計算している方法があれば、それを活用してください。特に設けていない場合は、市が作成した「法定福利費を明示した請負代金内訳書の取り扱いについて」（HPに掲載）を参考にしてください。
6	入札では経費をぎりぎりまで削減して応札しています。法定福利費を確保する余裕はありません。	予定価格には法定福利費が含まれています。この経費を削減することなく現場労働者の社会保険料（事業主負担分）として確保願います。
7	下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めるのですか？	下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めてください。
8	下請企業に工事を発注する場合に算出する法定福利費は、二次以下の下請企業の分も対象となるのですか？	現場に従事する労働者の社会保険料（事業主負担分）を適切に負担していただいているかどうかですので、すべて対象となります。なお、一次下請企業の見積書の法定福利費には二次以下の法定福利費が含まれているはずですので、一次下請企業分を合計すれば下請企業全体の法定福利費が把握できると考えます。
9	元請企業は、下請企業の社会保険等加入状況をどのように確認するのですか？	下請企業に直接聞き取っていただくことが確かな方法です。なお、国土交通省が平成27年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業、下請企業それぞれの役割と責任が明記されています。ガイドラインでは、元請企業は、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険等に加入していることを確認し、いずれも適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導していただくことになっています。
10	建設業許可が不要な、軽微な工事のみを請け負う業者も対象となるのですか？	対象になります。なお、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業は下請企業の許可の有無にかかわらず、軽微な工事のみを請け負う業者であっても、保険加入を確認するよう求めています。
11	測量・設計業や警備業など、建設業に関連する業種も対象となるのですか？	建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業法を所管する国土交通省において「建設業を営む者」を対象に行っているため、警備業等については対象になりません。
12	建設現場にいる事務員なども対象になるのですか？	対象は、現場の建設労働者であり、事務員、清掃員、場内整備員、残土運搬運転手等は対象になりません。
13	下請企業に工事を発注するかどうか決まっていない場合はどうすればいいのですか？	自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算してください。
14	下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違っている場合、適用する保険料率ほどの保険のものにすればいいのですか？	それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといった方法が考えられます。

15	下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外なのか不明である。どうすればいいのですか？	全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で法定福利費を計算してください。
16	下請企業が複数ある場合に、下請ごとに記載する必要があるのですか？	合計額を記載してください。
17	下請企業がない場合も記載するのですか？	下請企業がない場合も自社の法定福利費を記載してください。
18	下請企業が変更になった場合に請負代金内訳書の再提出が必要ですか？	不要です。
19	法定福利費の算出根拠資料も提出しないといけないのですか？	算出根拠資料は不要です。